

国土交通省大臣 岡 千景 殿

東京都知事 石原 慎太郎 殿

平成15年7月25日

東京外郭環状道路（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）に関する環境アセスメント  
の中止を求める声明

外環道・青梅街道インターチェンジに反対する住民の会

1. 今回の環境アセスメント手続は地元住民の意向を全く無視したまま開始されました。杉並区は学識経験者の審議会の答申と6月議会の全会一致の反対を受けて青梅街道インターチェンジ反対の意向を表明し、国と都に対して外環道建設に慎重な姿勢を要望した。特に大深度地下式トンネルの実施区域図（案）、排気塔の位置・規模を公表せず事実上住民の意見表明の機会を封じたもので、このまま大深度地下案と青梅街道インターチェンジ設置の都市計画の変更手続きが進む事に承服できません。外環道・青梅街道インターチェンジに反対する住民の会としては期限内に意見書を提出すると同時に、今回の環境アセスメント手続きの速やかな中止、撤回を要求します。環境アセスメント手続を続行する時は地元住民は法的措置も視野に入れて対処する決意です。善福寺の自然を破壊し孫子の代迄憂いを残す外環道建設計画をあらゆる手段で中止させる事を表明します。
2. 本日縦覧した環境影響評価方法書にて「大深度地下を活用した地下式トンネル構造を対象に」としながら、路線図は昭和41年7月の高架式構造のものでした。地下式トンネル構造と用地買収の必要な高架式構造との路線では当然ズレが生じるはずです。このズレた地域で買収期待外れの結果、外環反対を表明せざるを得なくなります。国・都はこれらの問題を避ける為に大深度地下式トンネルの実施区域図を公表しませんでした。国土交通省は大深度地下利用企画室作成の「新たな都市づくり空間 大深度地下」のP8にある環境の保全によれば地下水位、

水圧低下による取水障害・地盤沈下、地下水の流動阻害、掘削土の処理等の問題を踏まえた環境影響評価手続を実施する としています。

国土交通省は大深度地下式トンネル構造を環境アセスメントの対象としながらトンネルの路線図、都市計画対象道路事業実施区域図（案）を公表していません

これは事実上住民の環境アセスメントに対する権利を奪うことになります

- 3・トンネル内の換気をするため換気所の設置を計画しています（設置箇所は明らかにされていません） 大深度地下式トンネルの排気ガスを上空で拡散する設備を排気塔と呼びます。 この排気塔の位置・規模・高さを公表せずに大気汚染・日照阻害・電波障害・強風による風害・地下水脈の切断等に関する意見を提出する事は不可能です。日照阻害・電波障害は補償金・共同アンテナ等により解決されるが大気汚染・風害・地下水脈の切断等は解決されません。 これも事実上住民の環境アセスメントに対する権利を奪うことになります。

- 4・東京都環境影響評価技術指針（付解説）P100 13行目には 事業の実施に伴う施設の設置、地下水の揚水等により地下水の存在、流況等に影響が予想される場合は 水循環を予測・評価項目として選定することと明記されています。その他 水循環への影響が予想される場合 水質汚濁・地盤・地形・地質・生物生態系において予測、評価するとしています。青梅街道インターチェンジ及他の4か所のインターチェンジも環境アセスメントの対象になっていますが地元自治体をあげての反対により都市計画決定の前提を欠いています。

- 5・今回の環境アセスメント手続終了後 高架方式から地下方式への都市計画変更手続によって完了させると公表しました。道路構造の変更は 簡易な変更ではなく新たな都市計画決定と同様の手続をとらなければならない筈です。

（都市計画法第21条1項、都市計画法施行令15条）

以上の理由から東京外郭環状道路（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）に関する環境アセスメントの中止を強く求めます。